

宇和島市水道局建設工事等請負業者選定要綱

平成20年8月1日

水道局告示第8号

改正 平成22年10月20日水道局告示第9号

平成31年4月10日水道局告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇和島市契約規則（平成17年規則第56号。以下「契約規則」という。）第20条の規定に基づき、競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格及び競争入札又は随意契約に付そうとする場合における業者の選定について定めるものとする。

(競争入札及び随意契約への参加)

第2条 宇和島市水道局の発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条に規定する工事をいい、指定給水装置工事事業者が行う給水工事を除く。）及び業務委託等の競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者（法第2条第1項に規定する工事については、法第3条第1項の規定により許可を受けた者）は入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者でなければならない。

(競争入札及び随意契約への参加の停止)

第3条 市長は、重大な事故又は社会的不正行為等を行った業者に対しては、別に定める基準により指名停止及び随意契約への参加停止措置を講ずるものとする。

(入札参加資格審査申請書の提出)

第4条 競争入札に参加するために必要な資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、建設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、原則として2年に1回市長に提出しなければならない。提出期間等については、市長が別に定める。

- (1) 法第11条第2項の規定による事業報告書
- (2) 建設業許可証明書の写し
- (3) 市税及び消費税（国税）等納税証明書
- (4) 建設業退職金共済組合等加入証明書
- (5) 使用印鑑の届出書
- (6) 総合評定通知書

(7) 特に市長が必要とする書類

2 共同企業体にあつては、構成員である業者全員に係る前項に掲げる書類のほか、当該共同企業体の協定書の写しを添付しなければならない。

3 申請書提出後、次に掲げる事項について変更が生じたときは、変更届を市長に提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所所在地

(3) 代表者氏名

(4) 資本金額

(5) 使用印鑑又は実印

(6) 代理人氏名

(7) 建設業の許可番号及び許可年月日

(資格審査)

第5条 市長は、申請者の競争入札参加資格について、次に掲げる事項につき資格審査を行うものとする。

(1) 建設工事の種類別年間平均完成工事高

(2) 自己資本額（法人の場合）

(3) 建設業に従事する職員の数

(4) 建設機械等の保有量

(5) 営業年数

(6) 工事種類ごとの工事成績及び工事経歴等

(資格者名簿の作成及び格付)

第6条 市長は、前条の規定により資格を有すると認めた者については、資格者名簿を作成するものとする。ただし、宇和島市建設工事等請負業者選定要綱第6条第1項の規定により、宇和島市において資格を有すると認められた者については、資格者名簿に登載された業者とみなす。

2 前項の規定により資格者名簿に登載された業者については、別表により格付し、名簿を作成するものとする。ただし、別表に掲げる以外のものについては、宇和島市建設工事等請負業者選定要綱第6条第2項の規定により、宇和島市において格付されたときはその名簿を準用し、その他のものについては、資格者名簿をもってこれに代えるものとする。

3 格付は、原則として2年に1回行い、当該年度の格付が決定するまでは、従前の格付によるものとする。

(建設工事競争入札参加の特例)

第7条 事業主の死亡、廃業、組織変更、企業の合併等によりその企業の実態を引き継いだ者は、第4条の規定にかかわらず引継ぎの原因となる事実のあった日から30日以内に建設業者入札参加継承申請書を市長に提出しなければならない。この場合の審査、格付は第5条及び前条を準用する。

（資格者名簿の抹消）

第8条 法第12条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は法第29条若しくは第29条の2の規定により建設業者の許可を取り消されたときは、資格者名簿から抹消する。

（業者の選定及び発注区分）

第9条 業者の選定は、第6条に規定する資格者名簿に登載された業者のうちから行うものとする。

2 別表に定める発注対象工事の業者を選定しようとするときは、当該工事の実施設計工費（請負に付すべき金額に支給材料費を加算した工事費）に対応する格付に属する者から行うものとする。ただし、指名競争入札及び随意契約による場合で必要があると認めるときは、当該格付の直近上位の工事に選定することができる。この場合において、直近上位に入る者の数は、当該工事の指名業者数の2分の1（その数に計算上の端数を生じた場合は切り捨てる。）を超えることができないものとする。

3 建設工事等特殊工事で他の部局に委託する工事については、必要により宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成17年告示第12号）によることができる。

4 災害復旧工事で緊急を要するものについては、本条第2項の規定によらないことができる。

5 第6条に定める資格者の審査及び格付並びに本条第2項の業者の選定については、別に定める要綱により審査会において審査し、市長が決定する。

（業者選定の特例）

第10条 特に緊急を要する工事、特殊機械又は特殊の技術を要する工事その他この告示によるところが工事の性格上適当でないと市長が認める工事の業者の選定については、第2条又は前条の規定によらないことができる。

（業務委託等の準用）

第11条 業務委託等の申請者の資格者名簿の作成及び業者の選定については、宇和島市建設工事等請負業者選定要綱の規定及びこの要綱を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

（宇和島市水道局建設工事等請負業者選定要綱の廃止）

2 宇和島市水道局建設工事等請負業者選定要綱（平成 17 年告示第 81 号）は、廃止する。

附 則（平成 22 年 10 月 20 日水道局告示第 9 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 10 日水道局告示第 4 号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宇和島市水道局建設工事等請負業者選定要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 6 条、第 9 条関係）

種別	区分	発注対象工事 1 件ごとの実施設計工事
水道施設 （構造物工事）	1 種	全工事
	2 種	30,000,000 円未満
水道管（導・ 送・配水管）	1 種	全工事 給水装置が附属するものについては指定業者に限る。
	2 種	5,000,000 円未満 給水装置が附属するものについては指定業者に限る。